特定非営利活動法人xTReeE

定　款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人xTReeEという。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都小平市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、子どもたちに対し、親でも教師でもない第三者の大人との対話を通じて自己肯定感を高める活動及びキャリア教育の拡充を図ることにより、子どもたちが自主的に決定し、自分らしい充実した人生を送ることができるように支援することを目的とする。そのために上記の目的と設立趣旨に賛同する大人が繋がる場をつくり、相互学習と実践の場を提供する。これにより質の高いキャリア教育支援者を 増やし、子ども一人ひとりに寄り添える社会を目指す。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（２）社会教育の推進を図る活動
（３）まちづくりの推進を図る活動
（４）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
（５）地域安全活動
（６）男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
（７）子どもの健全育成を図る活動
（８）情報化社会の発展を図る活動
（９）経済活動の活性化を図る活動
（１０）職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
（１１）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）キャリア教育授業・ワークショップ等の研究開発・実施・運用及び普及事業
（２）キャリア教育支援者の育成・派遣事業
（３）キャリア教育に関連する調査研究・情報収集事業
（４）関連コミュニティの管理・運営事業
（５）その他目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）運営会員　この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体

（２）賛同会員　この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援する個人及び団体

（入会）

第７条　会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

（１）この法人の目的を理解し、この法人の事業について貢献する意思を有すること

（２）この法人又はこの法人と類似する目的を有する団体から除名等の不利益処分を受けたことがないこと

２　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会フォームにより、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

（３）継続して１年以上会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は、退会しようとする時は、その旨を文書で代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなけれ ばならない。

（１）この定款に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（３）その他この法人の秩序を乱す行為をしたとき。

（入会金及び会費の不返還）

第１２条　既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事３人以上９人以内

（２）監事１人以上３人以内

２　理事のうち１人以上を代表理事とし、常務理事を若干名置くことができる。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　代表理事及び常務理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の 総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職 務）

第１５条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　代表理事以外の理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）この法人の財産の状況を監査すること。

（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、 若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする

３　前２項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最後の総会が終結するまでその任期を伸長する。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第５章　会議

（種別）
第２０条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第２１条　総会は、運営会員をもって構成する。

（総会の権能）
第２２条　総会は、以下の事項について議決する。
（１）定款の変更
（２）解散及び合併
（３）会員の除名
（４）事業報告及び決算
（５）役員の報酬
（６）役員の選任及び解任
（７）解散における残余財産の帰属
（８）その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
（９）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第２３条　通常総会は、毎年１回、事業年度終了後９０日以内に開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
（２）運営会員総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
（３）第１５条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）
第２４条　総会は、第２３条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、

その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第２５条　総会の議長は、その総会に出席した運営会員の中から代表理事が指名する。

（総会の定足数）

第２６条　総会は、運営会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、緊急の場合については、総会出席者の２分の１以上の同意により議題とすることができる。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事又は運営会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、運営会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第２８条　各運営会員の表決権は平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した運営会員は、第２６条、第２７条第２項、第２９条第１項第２号の規定の適用については出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）運営会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者 がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）議長の選任に関する事項

（４）審議事項

（５）議事の経過の概要及び議決の結果

（６）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、運営会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）総会の決議があったものをみなされた事項の内容
（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
（３）総会の決議があったものとみなされた日及び運営会員総数
（４）議事録の作成に関わる職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（理事会の構成）
第３０条　理事会は、理事をもって構成する。
２　監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

（理事会の権能）
第３１条　理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）その他総会の議決を要しない業務執行に関する事項

（理事会の開催）
第３２条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）代表理事が必要と認めたとき。
（２）理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
（３）第１５条第５項第５号の規定により、監事から招集があったとき。

（理事会の招集）
第３３条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事は、第３２条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも３日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第３４条　理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者が、これにあたる。

（理事会の議決）
第３５条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の３分の２以上の同意があった場合は、この限りではない。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）
第３６条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加

わることができない。

（理事会の議事録）
第３７条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第３８条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）設立当初の財産目録に記載された資産
（２）入会金及び会費
（３）寄付金品
（４）財産から生じる収益
（５）事業に伴う収益
（６）その他の収益

（資産の区分）
第３９条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）
第４０条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）
第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第４２条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び予算）
第４３条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、 理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４４条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第４５条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４６条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第４７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第４８条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第４９条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項に係る変更は所 轄庁の認証を得なければならない。
2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）
第５０条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（１）総会の決議
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）運営会員の欠亡
（４）合併
（５）破産手続開始の決定
（６）所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の４分の３以上の議決を得なければならない。
3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第５１条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、解散の総会で定める者に譲渡するものとする。

（合 併）

第５２条　この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第５３条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、電子公告により行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のウェブサイトに掲載して行う。

第１０章　事務局

（事務局の設置）
第５４条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）
第５５条　事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

（組織及び運営）
第５６条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第１１章　雑則

（細則）
第５７条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表理事　北川　雄久
常務理事　千葉　紘子
常務理事　町田　圭
理　事　青柳　智子
理　事　宮本　玲
理　事　塚田　亜弓
理　事　山田　美香
監　事　坂野　充
３　この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、この法人の成立の日から２０２３年６月３０日までとする。
４　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
５　この法人の設立当初の事業年度は、第４９条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から２０２３年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）運営会員（個人・団体）
　　入会金　０円、　年会費　１２，０００円

（２）賛同会員（個人・団体）
　　入会金　０円、　年会費　１０，０００円